

剣淵町商店街空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 剣淵町は、町内に点在する空き店舗を活用して新たに商業活動を行う者に対し、予算の範囲内で空き店舗の改装に係る費用等の一部を補助する空き店舗活用支援事業を実施して、空き店舗の解消と商業の活性化を図るものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、町内の空き店舗を活用して小売業又は飲食業等(以下「小売業等」という。)の商業活動を行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、空き店舗を活用して小売業等を2年以上営もうとする個人又は共同店舗を組織する団体若しくは法人とし、次に掲げる要件を有したものであること。

- (1) 商工会の会員(空き店舗を活用する時点で会員になった者を含む。)であること。
- (2) 補助金を申請する時点から前3年間において、町税(町外から転入する者にあつては、転入前の市町村の市町村民税をいう。)を滞納していないこと。
- (3) 団体にあつては、町長が商店街振興に特に必要と認めるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。ただし、町の他の補助金又は国、道等の補助金の交付対象となる事業については、原則として補助対象経費から除くものとする。

- (1) 改装事業費 空き店舗を小売業等の商業活動を営むための売り場として改装する場合で、外装、内装、保管庫、事務所、作業場、トイレ、給湯設備等の整備に要する費用
- (2) 家賃 家賃契約に基づく額(敷金及び礼金並びに共益費等家賃に付随して支払われる経費を除く。)
- (3) その他町長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一事業につき、補助対象経費の2分の1以内の額とし、次に定めるところによる。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 改装事業費補助金は、10万円以上100万円を限度とし、最初の1回限りとする。
- (2) 家賃補助金は、賃借する家賃の1か月分につき5万円を限度とし、補助する期間は最長2年間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 改装事業費補助金
 - ア 事業計画書
 - イ 予算書
 - ウ 改装工事の概要及び改装計画図面
 - エ 空き店舗に関する概要書
 - オ 改装工事契約書の写し及び見積書の写し
 - カ 事業者の概要又は事業者構成員名簿
 - キ 会則等
 - ク その他参考となる書類
- (2) 家賃補助金

- ア 事業計画書
- イ 予算書
- ウ 空き店舗に関する概要書
- エ 家賃契約書の写し
- オ 事業者の概要又は事業者構成員名簿
- カ 会則等
- キ その他参考となる書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、交付決定通知書により申請者（以下「事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 改装事業費補助金は事業が完了したときに、家賃補助金は9月及び3月に支払うものとする。

(補助金の交付条件)

第9条 補助金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業者が改装事業費補助金又は家賃補助金の交付を受けた場合は、改装後の空き店舗で3年以上開業しなければならない。
- (2) 家賃補助金の交付期間内に家賃の改定があったときは、あらかじめ町長に届け出て承認を受けなければならない。

(事業変更申請)

第10条 事業者は、この補助金の交付決定後、補助対象経費に係る予算及び事業内容を変更しようとするとき又は改装工事を中止するときは、事業計画変更申請書に第6条各号に掲げる書類を添付し町長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定から3年以内に第3条第1号の要件を欠くに至ったとき又は小売業等を休業若しくは廃業したとき。
- (2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(実績報告)

第12条 事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から10日以内に補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 改装事業費補助金
 - ア 決算書
 - イ 工事契約書の写し
 - ウ 改装工事完成写真（主要部分の施工前・施工後の写真）
 - エ その他参考となる書類
- (2) 家賃補助金
 - ア その年度内に支払われた家賃の領収書又はこれを証明する書類
 - イ 家賃契約書の写し
 - ウ その他参考となる書類

(調査報告)

第13条 町長は、事業者に対し必要な調査を行い又は報告を求めることができる。

(準用)

第14条 補助金の交付に関する手続き等については、この要綱に定めるもののほか、剣淵町補助金等交付規則（平成元年規則第2号）の規定を準用するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。